

様式第4号（第11条関係）

基住第126号

令和7年8月25日

第7区 区長 鶴田 勝美 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和7年4月25日付けで提案のあった「町道荒籠線車両離合箇所設置について」につきまして、令和7年2月に設置したラバーポールは、一定の間隔を置いた上で道路を狭窄し、車両の速度抑制を図るために設置しました。

当該箇所の歩行者の安全な通行のための対策としまして、まずはラバーポールの設置位置の再調整を行うこととし、離合所の設置については、今後現地の状況を調査するとともに、ラバーポールの設置位置の再調整の効果等を確認した後に検討してまいります。

2 取扱いの理由

当該箇所のラバーポールは、区の要望によりまだ設置したばかりで、まずはその設置効果の検討、再調整の実施等を行うこととします。